

埼玉西部環境保全組合長期継続契約を締結することができる契約を定める  
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

(1) 物品の借りに関する契約（当該物品に係る役務の提供が含まれる契約を含む。）

(2) ソフトウェアの使用許諾に関する契約

(3) ごみ及び資源の収集委託に関する契約

(4) 施設業務の委託に関する契約

(5) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、翌年度の当初から役務の提供を受ける必要があり、契約の相手方の準備期間の確保その他の理由により、複数年度にわたり契約を締結する必要があるもの

(契約の期間)

第3条 前条各号に掲げる契約の期間は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号から第4号に規定する契約にあつては、6年以内とする。

(2) 前条第5号に規定する契約にあつては、2年以内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年2月5日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。